

滋賀県スポーツ推進計画(原案)について

1 計画策定の趣旨

本県のような課題に適切に対応するため、今後概ね10年間を見据えた当面5年間のスポーツ推進の基本的な方向性を示した「滋賀県スポーツ推進計画の在り方について」(答申)をもとに、スポーツを通じて目指す社会の在り方や、それを実現するための基本方針を示すとともに、施策を計画的に進めるため策定する。

2 根拠

- (1) 「スポーツ基本法」成立(H23.6.24公布 H23.8.24施行)
(地方スポーツ推進計画)

第10条：都道府県及び市町村は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即した地方スポーツ推進計画を定めるよう努めるものとする。

- (2) 「スポーツ基本計画」を文科省が策定(H24年3月30日)

3 経緯

- (1) 滋賀県スポーツ推進審議会条例に基づき、第19期滋賀県スポーツ推進審議会で、滋賀県スポーツ推進計画の在り方について審議

(滋賀県スポーツ推進審議会条例：平成23年12月28日一部改正)

第2条：審議会は、知事または教育委員会の諮問に応じて、スポーツ基本法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議する。

[会長：田畑 泉(立命館大学スポーツ健康科学部 学部長) 委員15名、臨時委員1名]

平成24年 3月16日	【諮問】	滋賀県スポーツ推進計画の在り方について
	第1回審議会	滋賀のスポーツ推進に関する視点について
5月14日	第2回審議会	答申案骨子について
6月18日	第3回審議会	答申素案について
9月 7日	第4回審議会	答申案について
9月26日	【答申】	滋賀県スポーツ推進計画の在り方について

- (2) 「フォーラム」の開催と県内市町への説明会の実施

平成24年10月27日 「スポーツフォーラム滋賀 2012」でスポーツ関係者をはじめ広く県民に対して
【答申】の説明ならびに計画策定について公開討論の実施
11月21日 市町生涯スポーツ等担当者へ説明会(講師 山口泰雄 審議会臨時委員)

4 今後の予定

・H24年12月26日～1月25日	…	パブリックコメント実施
・H25年 2月上旬 定例教育委員会	…	パブリックコメント実施結果報告
・ 2月中旬 常任委員会	…	同上
・ 3月上旬 定例教育委員会	…	スポーツ推進計画(案)付議 → 承認
・ 3月中旬 常任委員会	…	スポーツ推進計画 報告 → 公表

5 計画原案の内容

別紙【資料1】滋賀県スポーツ推進計画 原案概要

別紙【資料2】滋賀県スポーツ推進計画 原案

別紙【資料3】滋賀県スポーツ推進計画 原案に対する意見・情報の募集(パブリックコメント)について

滋賀県スポーツ推進計画原案 概要

資料 1

滋賀県基本構想・滋賀県教育振興基本計画（基本理念）

「未来を拓く共生社会へ ～人とともに琵琶湖とともに～」

自律性(自律)

連携・協働

共生(共生社会)

スポーツ基本法

スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは
全ての人の権利

【8つの基本理念】

計画の目標と方針

目指す姿

すべての県民が身近にスポーツを楽しみ、自ら進んで参画し、互いに連携・協働することを通じて、
幸福で豊かな生活を営むことができる共生社会の実現

基本方針

- 1 次代を担う子どもの運動・スポーツ活動の充実
- 2 自ら行うスポーツ活動の充実
- 3 スポーツ環境の充実
- 4 スポーツを通じた連携・協働による地域の活性化
- 5 滋賀の特性を活かしたスポーツの推進

計画の期間

平成25年度（2013年度）から概ね5年間

スポーツ推進の具体的展開

基本方針

施策目標と指標

展開方策

1
次代を担う
子どもの運動・
スポーツ活動
の充実

施策目標

すべての子どもが将来自ら進んで楽しみながらスポーツに取り組めるよう、学校・家庭・地域において子どもの運動・スポーツ活動を充実する

指標

- 1日の運動・スポーツ実施時間が1時間以上の割合
(授業を除く)【小学校5年生】 **全国平均を上回る**
【現状：男子(県:68.3% 全国:72.1%)、女子(県:45.3% 全国:48.2%)】
- 子どもの体力・運動能力テストの体力合計点
【小学校5年生】 **全国平均を上回る**
【現状：男子(県:53.19点 全国:54.36点)、女子(県:52.56点 全国:54.89点)】

幼児期からの運動(遊び)・スポーツ活動の充実

体育・保健体育の授業の充実

運動部活動の活性化

優れた能力を有するジュニア世代の発掘・育成

2
自ら行う
スポーツ活動
の充実

施策目標

すべての県民が「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツを行えるよう、地域における運動・スポーツ活動の充実を目指す

指標

- 成人の週1回以上のスポーツ実施率 **国の実施率を上回る(最新調査結果)**
【現状：週1回以上 県:42.2%(H23年度) 参考：国:45.3%(H21年度)】

県民総スポーツの機会づくりの推進

女性の参加機会の拡充

中高年の運動習慣定着化の推進

障害のある人の参加機会の拡大

3
スポーツ環境
の充実

施策目標

県民が気軽にスポーツに親しむことができる「する、みる、支える(育てる)」スポーツ環境の充実に努める

指標

- 日体協公認スポーツ指導者数 **500人以上の増(2,988人以上)**
【現状：H24年度 2,388人】
- 総合型クラブで指導する有資格スポーツ指導者の数
【現状：H24年度 有資格指導者(271人)】 **500人以上**

スポーツ観戦機会の拡充

地域スポーツクラブの育成

スポーツ指導者等の育成

スポーツエキスパートの育成

学校体育施設・スポーツ施設の活用・充実

4
スポーツを
通じた連携・
協働による地
域の活性化

施策目標

スポーツを通じて元気で活力ある地域をつくるため、大学、企業、地域、スポーツ団体等のさまざまな団体が主体的に連携・協働することを目指す

指標

- 大学生が参画する総合型クラブの数 **20クラブ以上**
【現状：6/49クラブ】

地域とスポーツ団体との連携・協働の推進

大学、企業等とスポーツ団体との連携・協働の推進

スポーツイベント・トップアスリート等を活かした地域の活性化

5
滋賀の特性
を活かした
スポーツの推進

施策目標

琵琶湖をはじめとした豊かな自然や学生を中心とした若い世代、地域の特性を活かした滋賀らしいスポーツを推進する

指標

- 特性を活かした市町のスポーツ推進に関する計画策定率 **100%**
【現状：47.4%(9/19市町)】

琵琶湖をはじめとする自然を舞台とした環境に優しいスポーツの推進

それぞれの市町の特性を活かしたスポーツの推進

滋賀県スポーツ推進計画原案

滋賀県教育委員会

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
第1 計画策定の背景	1
1 国の状況	
2 滋賀県の状況	
3 スポーツの意義や価値の多様化	
4 計画の策定の趣旨	
第2 計画の性格	3
1 県民のための計画	
2 国の計画との整合性	
3 他の計画との整合性	
4 計画の推進	
第3 計画の期間	3
第4 本県の特性	4
1 自然および社会環境	
2 滋賀のスポーツの特徴	
第2章 計画の目標と方針	6
第1 考え方	6
第2 目指す姿	7
第3 基本方針	8
第3章 スポーツ推進の具体的展開	10
第1 次代を担う子どもの運動・スポーツ活動の充実	10
1 現状と課題	
2 展開方策	
(1) 幼児期からの運動(遊び)・スポーツ活動の充実	
(2) 体育・保健体育の授業の充実	
(3) 運動部活動の活性化	
(4) 優れた能力を有するジュニア世代の発掘・育成	
第2 自ら行うスポーツ活動の充実	16
1 現状と課題	
2 展開方策	
(1) 県民総スポーツの機会づくりの推進	
(2) 女性の参加機会の拡充	
(3) 中高年の運動習慣定着化の推進	
(4) 障害のある人の参加機会の拡大	

第3	スポーツ環境の充実	21
1	現状と課題	
2	展開方策	
	(1) スポーツ観戦機会の拡充	
	(2) 地域スポーツクラブの育成	
	(3) スポーツ指導者等の育成	
	(4) スポーツエキスパートの育成	
	(5) 学校体育施設・スポーツ施設の活用・充実	
第4	スポーツを通じた連携・協働による地域の活性化	28
1	現状と課題	
2	展開方策	
	(1) 地域とスポーツ団体との連携・協働の推進	
	(2) 大学、企業等とスポーツ団体との連携・協働の推進	
	(3) スポーツイベント・トップアスリート等を活かした地域の活性化	
第5	滋賀の特性を活かしたスポーツの推進	33
1	現状と課題	
2	展開方策	
	(1) 琵琶湖をはじめとする自然を舞台とした環境に優しいスポーツの推進	
	(2) それぞれの市町の特性を活かしたスポーツの推進	
第4章	計画推進のために必要な事項	36
第1	県民自らの参加の推進	
第2	多様な主体の連携・協働による推進	
第3	計画の進捗状況の検証と計画の見直し	

参考

- ・用語解説

第1章 計画策定にあたって

第1 計画策定の背景

1 国の状況

昭和36年に制定された「スポーツ振興法」が50年ぶりに全面改正され、平成23年8月24日に「スポーツ基本法」[※](以下「基本法」という。)が施行されました。基本法では、「スポーツは世界共通の文化であり、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことはすべての人々の権利である」とするとともに、スポーツが、青少年の健全育成や地域社会の再生、心身の健康の保持増進等、国民生活において多面にわたる役割を担うことを明らかにしています。

さらに、平成24年3月30日には、今後の我が国のスポーツ政策の具体的方向性を示した「スポーツ基本計画」²⁾が策定され、国、地方公共団体、スポーツ団体等の関係者が一体となって施策を推進していくための重要な指針として位置づけられました。

2 滋賀県の状況

本県では、平成13年5月に滋賀県スポーツ振興審議会からの答申を受け、スポーツの振興を総合的にはかり、県民の豊かなスポーツライフの実現を目指す「滋賀県生涯スポーツ振興計画」(以下「前計画」という。)を平成14年3月に策定しました。

近年、全国的に少子高齢化が進む中、本県においても、全国に比べて年少人口(15歳未満の人口)の割合は高いものの、少子高齢化は確実に進行しています。また、ライフスタイルや食生活の変化に伴い、核家族化や生活習慣病、心の病の増加等のさまざまな要因が重なり合い、人と人とのつながりが希薄化し、社会から孤立する人が急速に増えるなど社会の状況も大きく変化しています。そのような中であって、本県小学生の体力は、全国に比べ全体的に低位な状態であるとともに、成人の週1回以上の運動・スポーツの実施率も全国を下回っている状況です。

一方、高齢化社会の進展にともなう健康づくりや介護予防等への意識の高まりや、障害のある人がスポーツを通じて地域でいきいきと生活できるための地域づくりの推進、さらに本県を本拠地とするプロスポーツチームの誕生による観るスポーツへの関心の高まりなど、県民の運動・スポーツに対するニーズは多様化してきています。

※ 数字) 用語説明は P38の「用語解説」にて

3 スポーツの意義や価値の多様化

スポーツは、体を動かすという人間の本源的な欲求に応えるとともに、爽快感、達成感、他者との連帯感などの精神的充足や楽しさ、喜びをもたらすなど、心身両面にわたる健康の保持増進に重要な役割を果たします。特に、子どもたちにとって運動(遊び)・スポーツは、生涯を通じてたくましく生きるための健康や体力をつちかうとともに、自主性や協調性、責任感、何事にもくじけない心を育てるなど人間形成に重要な影響を与えます。また、スポーツは、人と人、地域と地域の交流を促進し、地域の一体感や活力を生み出す力をもっています。

平成 23 年 3 月 11 日に発生し、未曾有の被害をもたらした東日本大震災復旧のプロセスにおいて「社会の絆」の大切さが再認識される中、スポーツを通じて被災者を元気づけたさまざまな取組からも、スポーツが社会に活力や元気を与える力を持っていることが改めて明らかとなり、ますますその役割に期待が寄せられるようになってきました。

このように多様な価値を有し、人々に勇気と元気を与えるスポーツは、生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものであり、人と人との絆を深め、生活の満足感を高め、社会の質を高めるものと言えます。スポーツ推進は、国、地方公共団体、スポーツ団体等の関係者にとって、今まで以上に重要な責務となっているのです。

4 計画策定の趣旨

さまざまな課題に適切に対応するため、本県のスポーツ推進の基本的方向性を示した滋賀県スポーツ推進審議会^㉞からの答申をもとに、スポーツを通じて目指す姿や目標を明らかにし、施策を計画的に進めるため「滋賀県スポーツ推進計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

第2 計画の性格

1 県民のための計画

本計画は、すべての県民が幸福で豊かな生活を営むことができる共生社会を実現するため、滋賀のスポーツ推進に関する施策の基本的方向と具体的方策を明らかにした計画です。

2 国の計画との整合性

本計画は、基本法第10条に明記される「都道府県及び市町村の教育委員会は、スポーツ基本計画を参酌し、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとする」に基づく計画です。

3 他の計画との整合性

本計画は、上位計画である滋賀県基本構想や教育振興基本計画をはじめ、その他各分野の部門別計画や指針等との整合性をはかった計画です。

4 計画の推進

本計画を推進するにあたっては、県、市町等の関係機関やスポーツ団体、大学、企業等の関係団体がスポーツ推進の重要性を認識し、互いに連携・協働しながら自主的・主体的な取組をはかっていくことが期待されます。

第3 計画の期間

本計画は、平成25年度（2013年度）から概ね5年間を計画の期間とします。

計画期間中であっても、情勢の変化等が生じた場合、計画の進捗について把握と点検・評価、検証した上で見直すこととします。

第4 本県の特Ⓐ性

1 自然および社会環境

(1) 自然環境

- 本県の中央には、県土の総面積の約6分の1を占める我が国最大の湖であり、世界屈指の古代湖である琵琶湖があります。また、周囲を伊吹、鈴鹿、比良など1,000mを超える高い山々に囲まれた豊かな自然環境を有しています。これらの山々から流れ出る大小の河川が扇状地や三角州をつくりながら琵琶湖に注ぎ、近江盆地を形成しています。
- 気候は全域が内陸性気候ですが、北部は北陸型の日本海側気候、南部は太平洋側気候および瀬戸内海式気候を併せ持っています。中央に琵琶湖があるため他の盆地と比較すると冬の寒さは幾分穏やかではありますが、北部や山間部には豪雪地帯も広がっています。

(2) 社会環境

- 本県は政治や経済の中心であった奈良や京都に近く、古くから交通の要衝であったことから、数多くの遺跡や庭園などの名勝、社寺建築など優れた文化財を数多く有しています。また、漁業・農業など産業に基づく景観、集落景観、さらには生活景観など、人間の営みの中で形成された「文化的景観」が県内各地に息づいています。
- 本県は、「良知」をはじめ先人たちが拠り所とした「近江の心」⁴⁾が受け継がれており、また琵琶湖を囲むそれぞれの地域で、醸成された文化も息づいています。また、本県は、ほどほどの田舎、そしてほどほどの都会であり、この「ほどほど性」こそが魅力であり、都会に比べ、人と人とが助け合って生きることを大切にした「血縁社会」「地縁社会」といった伝統的な相互扶助の文化が根づいています。
- 本県には、スポーツを専門とする大学やスポーツ科学の学部を持つ大学、さらには、経済学、医学、教員を養成する学部を持つ大学など13の大学が立地しており、医学・歯学・生理学・心理学・力学をはじめ経営学や社会学を含めたスポーツ医・科学（以下「スポーツ医・科学」）の専門的な研究の場となっています。また、それら13の大学が、立地する市、県と連携し、個性輝く大学づくりと地域社会の発展に貢献することを目的に「環びわ湖大学・地域コンソーシアム」を立ち上げ、地域振興に関わる事業をおこなっています。
大学生の数は現在38,641人であり、人口10万人あたりの学生数は、2,592人と京都府、東京都に次ぐ全国3位です。

※ 「平成23年度 学校基本調査」 文部科学省より

2 滋賀のスポーツの特徴

(1) 自然および社会環境を活かしたスポーツ

- 琵琶湖は、様々なスポーツ活動の場となっています。湖上ではボート、セーリング、バスフィッシングなどのウォータースポーツ、湖水浴、キャンプなどのアウトドアスポーツを多くの人々が楽しんでいます。さらには、湖周道路や遊歩道を活用し、ウォーキングやサイクリングも盛んで、特に「ビワイチ」の愛称で親しまれる琵琶湖一周は、親子や仲間で、またスポーツ団体等の活動として行われています。
- ボート、セーリング、カヌー競技を中心とした湖上スポーツは、大学、高校等のサークル活動や運動部活動として、また企業スポーツとして盛んであり、全国トップクラスの成績を収めるなど、本県が誇る競技スポーツの一つとなっています。
- 県民にとって琵琶湖は日常の暮らしの中にあり、古くから生活と密着してきました。休日には琵琶湖一周を親子でサイクリングをしたり、仲間や家族と湖岸でバーベキューをしながら軽スポーツを楽しんだりするなど、琵琶湖周辺での運動・スポーツが盛んに行われてきました。
- 伊吹、鈴鹿、比良などの山々の自然環境を活かして、ハイキング、トレッキング、キャンプや登山、冬はスキー、スノーボードなどのウィンタースポーツを楽しむことができ、県内外から多くの人々が訪れてスポーツ活動を行っています。
- 四季折々の豊かな自然や文化的景観を楽しみながら行うウォーキングは、県内各地域においてその特徴を活かした取組が進められています。特に、歴史探訪を目的としたウォーキングは大津市や甲賀市、彦根市など各市町で実施されており、県民はもちろんのこと、週末や休日には、県外からも多くの団体や人々が何度も訪れ、地域の活性化にもつながっています。

(2) スポーツを取り巻く社会環境

- 近年の国民体育大会の結果を見ると、中・高校生を中心とする少年種別の得点は成年種別の得点を上回っており、本県競技力に関して、学校、特に運動部活動が大きな役割を果たしていると言えます。一方、子どもの体力向上に向けても、すべての小学校で「1日30分運動」の取組が実施されています。このように本県スポーツ振興において学校教育および教員の果たす役割が非常に大きいことも特徴の一つと言えます。
- スポーツにおける大学と地域の関わりは、学校の体育、保健体育の授業に対して学生を派遣する取組や、大学施設の地域開放、また、幼児や小学生を対象とした運動教室の開催など、大学の地域貢献を目的とした取組が目立っています。

第2章 計画の目標と方針

第1 考え方

今後10年間の滋賀のスポーツを推進するにあたり、基本法の理念を踏まえ、本県の将来ビジョンである「未来を拓く共生社会」(滋賀県基本構想)のもと、スポーツを通じて目指す社会のあり方を「目指す姿」として、それを実現するためのスポーツの方向性を「基本方針」として示します。

【参考】

スポーツ基本法〈基本理念〉

- | | |
|-----------------------------|--|
| ① 自主的・自律的なスポーツ活動 | ⑤ 障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるようにするための配慮 |
| ② 学校・スポーツ団体・家庭・地域の相互連携 | ⑥ 競技水準の向上に資する諸施策相互の有機的な連携・効果的な実施 |
| ③ 人々の交流促進・地域間の交流の基盤整備 | ⑦ 国際相互理解の増進・国際平和への寄与 |
| ④ スポーツを行う者の心身の健康の保持増進・安全の確保 | ⑧ スポーツに対する国民の幅広い理解・支援 |

滋賀県基本構想（基本理念）

「未来を拓く共生社会へ ～人とともに琵琶湖とともに～」

時代が大きく変化の中で、私たちは自身の幸せや豊かさを求めながらも、子や孫たちが滋賀の地に誇りを持ち、すべての人の人間性が尊重され、幸せや豊かさを笑顔し安心して暮らすことができるよう行動していくことが、私たちの世代に求められています。

こうした前提のもと、地域や個人の自律性を高め、県民や各種団体・企業、行政などが協働することによって、世代や文化の違いを超え多様な価値観を認め合い、豊かな自然と調和する、人と人、人と自然が共生する社会を築き、私たちの暮らしの未来、社会の未来を描きます。

自律性(自律)

社会や次世代への影響を念頭に置きながら、自ら高い規範を持ち、主体的に行動すること

協働

NPO・企業・行政など立場の異なる組織や個人が、対等な関係のもと、同じ目的・目標のために連携・協力して働き、相乗効果を生み出すこと

共生(共生社会)

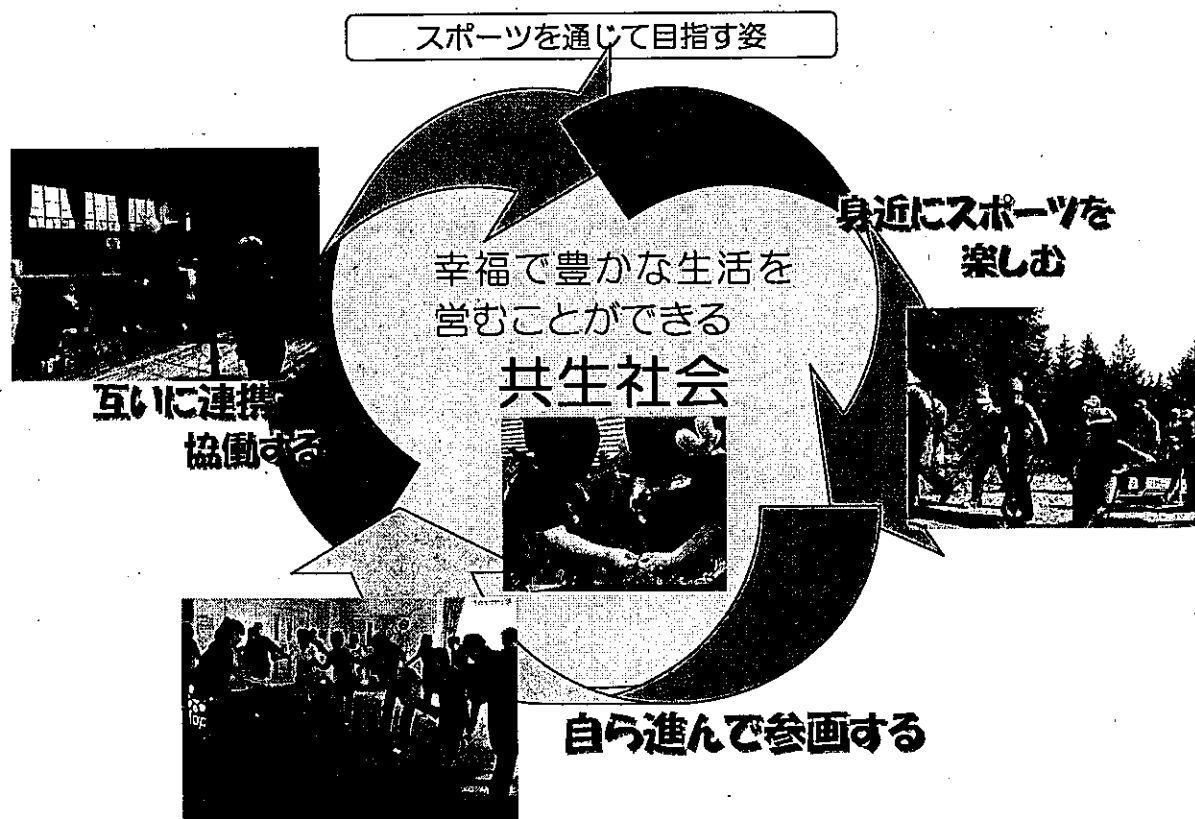
世代や文化の違いを超えて多様な価値観を認め合い、自然と調和しながら支え合って共に生きていくこと。

第2 目指す姿

【 目指す姿 】

すべての県民が身近にスポーツを楽しみ、自ら進んで参画し、互いに連携・協働することを通じて、幸福で豊かな生活を営むことができる共生社会の実現

スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であるとの考えに立った基本法の理念を踏まえ、滋賀県基本構想のもと「身近にスポーツを楽しむ」「自ら進んで参画する」（自律性）、「互いに連携・協働する」（連携・協働）ことを通じて、県民の暮らしが将来「共生社会」として実現することを目指します。



第3 基本方針

【 基本方針 】

- 1 次代を担う子どもの運動・スポーツ活動の充実
- 2 自ら行うスポーツ活動の充実
- 3 スポーツ環境の充実
- 4 スポーツを通じた連携・協働による地域の活性化
- 5 滋賀の特性を活かしたスポーツの推進

目指す姿に向けて取り組む具体的方向性を5つの「基本方針」として定め、方針に沿った施策目標と指標を設定し、推進をはかります。

身近にスポーツを楽しむ

自ら進んで参画する

互いに連携・協働する



自ら行うスポーツ
活動の充実



次代を担う子どもの運動
・スポーツ活動の充実



滋賀の特性を
活かした
スポーツの推進

幸福で豊かな生活を営むことができる

共生社会



スポーツ環境
の充実



スポーツを通じた
連携・協働による
地域の活性化

基本方針と展開方策

基本方針

展開方策

次代を担う子どもの
運動・スポーツ活動の充実

幼児・小学生からの運動遊び・スポーツ活動の充実

体育・保健体育の授業の充実

運動部活動の活性化

優れた能力を有するジュニア世代の発掘・育成

自ら行うスポーツ活動
の充実

県民総スポーツの機会づくりの推進

女性の参加機会の拡充

中高年の運動習慣定着化の推進

障害のある人の参加機会の拡大

スポーツ環境の充実

スポーツ観戦機会の拡充

地域スポーツクラブの育成

スポーツ指導者等の育成

スポーツエキスパート⁵⁾の育成

学校体育施設・スポーツ施設の活用・充実

スポーツを通じた連携・
協働による地域の活性化

地域とスポーツ団体との連携・協働の推進

大学・企業等とスポーツ団体との連携・協働の推進

スポーツイベント・トップアスリート等を活かした
地域の活性化

滋賀の特性を活かした
スポーツの推進

琵琶湖をはじめとする自然を舞台とした環境に優し
いスポーツの推進

それぞれの市町の特性を活かしたスポーツの推進

第3章 スポーツ推進の具体的展開

第1 次代を担う子どもの運動・スポーツ活動の充実

施策目標

すべての子どもが将来自ら進んで楽しみながらスポーツに取り組めるよう、学校・家庭・地域において子どもの運動・スポーツ活動を充実する

指 標

	現 状	H29
※ 1日の運動・スポーツ実施時間が1時間以上の割合（授業を除く）【小学校5年生】	男子 68.3% 女子 45.3%	全国平均を上回る 国 男子 72.1% 女子 48.2%
※ 子どもの体力・運動能力テストの体力合計点【小学校5年生】	男 53.19 点 女 52.56 点	全国平均を上回る 国 男子 54.36% 女子 54.89%

（現状数値はH22年度）

1 現状と課題（※数値は、注釈なき限り平成23年度末時点）

(1) 子どもの体力・運動能力について

- 本県の子どもの体力・運動能力は、全体的にわずかずつ向上傾向にある種目が見られるものの、小学生では、依然「体力・運動能力調査」[※]の多くの種目が全国平均より低位な状況です。
- 運動やスポーツの実施状況については、好んで運動に取り組む子どもとそうでない子どもの二極化傾向も見られます。特に、1日の運動・スポーツ活動の実施時間は、全国平均よりも低く、小学生で男子に比べ、女子はあまり運動をしていない傾向にあります。
- 生涯にわたる運動全般の基本的な動きを身につけやすい幼少期から、多様な動きが含まれる運動・遊び活動の取組が重要です。

※ 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（文部科学省より）
体力合計点＝8種目（握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、持久走・20m シャトルラン、50m 走、立ち幅とび、ソフトボール投げ・ハンドボール投げ）の体力テストの成績を1点から10点に得点化して総和した体力テスト合計得点。

(2) 体育・保健体育の授業について

- 体力向上に向けて平成 21 年度に設置した「子どもの体力向上支援委員会」が、小学校体育学習指導資料DVDを作成し、体育の授業の充実および教員の指導力の向上を図ってきました。しかし、まだすべての学校および教員が十分活用できているとは言えない状況もあり、今後さらに活用を図ることが必要です。
- 小学校においては、教員の高齢化も進む中で、教員が体育の実技指導に不安を抱えたり、運動の特性に応じた学習指導が十分に実施されていない状況も見られます。また中学校においては全ての運動領域が必修化されたことから、今まで以上に教員の幅広い指導力や安全な指導体制が求められています。
- 子どもの時期に望ましい食生活習慣を確立するため、各学校において学校給食を生きた教材として活用した食育の実践や、「食育の日」の取組が行われきました。朝食欠食率の低下など成果も見られますが、引き続き取り組むことが重要です。
- 障害のある子どもたちにとって、さまざまな運動を体験することは、健康の維持、体力の向上だけでなく自立心や社会性の育成にもつながることから、運動機会の充実が求められています。

(3) 運動部活動の状況について

- 本県の運動部活動の加入率は、全国平均に比べると高いものの、緩やかな低下傾向にあります。特に、高校において女子の加入率が男子に比べて 34.1 ポイントも低い状況が見られ、女子の運動部活動離れが課題と言えます。
- 少子化や運動部活動離れに伴う部員の減少、また指導者の高齢化および指導の担い手が不足しているなどの課題も見られます。今後、生徒のスポーツへの意欲・関心を高めるため、優れたスポーツ指導者の確保や生徒の多様なニーズに応じた活動内容の工夫が求められています。

(4) 中学・高校のジュニア世代の競技力について

- 中学・高校のジュニア世代は、中高校生を中心に一貫した指導体制によって育成する体制が、現在、国体種目 40 競技種目中 31 競技種目において取り組まれ、県内の国民体育大会全入賞者の内、その割合が 50%を越えるなどめざましい活躍が見られます。このことから、本県競技力において重要な役割を担っていると言えます。
- しかしながら、合同練習会場の確保が難しいことや競技種目によっては、中学・高校に競技種目の受け皿となる運動部活動がない、専門の指導者が十分でないなどの課題もあります。

2 展開方策

(1) 幼児期からの運動(遊び)・スポーツ活動の充実

幼児期から遊びを中心とする身体活動を十分に行うことは、子どもたちが多様な動きを身につけることや、心肺機能や骨を形成することに加え、主体性や社会性を育むなど、人格を形成する上でさまざまな効果が期待されます。さらに、この時期に十分に体を動かす気持ちよさを体験することが、その後の青年期における運動・スポーツ活動や体力の向上に良い影響を与えることから、学校・幼稚園、家庭、地域において多様な動きを含めた運動の機会づくりなど、幼児期から運動(遊び)・スポーツ活動を充実させる取組を推進します。

ア 幼児期の運動遊びの充実

(機会の充実)

幼稚園、保育所、家庭および地域において、幼児が多くの友だちと関わりながら、自ら進んで体を使った遊びを楽しみ、多様な動きを経験できるよう、遊びの充実に努めます。

その取組の中で「幼児期運動指針」⁷⁾の周知に努めます。

(食習慣の充実)

食育を通じた望ましい食習慣の形成をはかるため、幼稚園、保育所、家庭において、食べる喜びや楽しさを味わう習慣づくりに努めます。

イ 体力向上に向けた検証改善サイクルの確立

子どもたちに運動習慣を身につけさせ、健康や体力の基礎をつちかうため、体力向上に向けた取組について検証改善サイクルを確立します。

ウ 児童期における運動の質・量の充実

小学生の時期に体力を養い、運動能力を高めるため、学校や地域において「1日30分運動」⁸⁾の実施や、その質や量の充実をはかります。

エ 子どものスポーツ環境の充実

スポーツ少年団をはじめとした地域スポーツクラブが、中学生・高校生を含めた子どもたちの多様なスポーツ活動の場となるよう積極的に働きかけます。また、その主体的な取組について学校、スポーツ団体と連携し支援します。

(2) 体育・保健体育の授業の充実

学校における体育に関する活動は、生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現するための基礎となるものです。特に体育・保健体育の授業は、子どもたちが運動の特性にふれ、生涯にわたって運動・スポーツに親しむ資質や能力を育てます。そのため、授業内容の充実や教員の指導力の向上に取り組むとともに、元気に活動する基礎となる食に関する指導の充実など望ましい生活習慣の確立に向けた取組を推進します。

ア 授業の内容の充実

すべての子どもたちが、楽しみながら取り組み、「出来る喜び」を実感し、運動の持つ特性に触れることができるよう、デジタル教材を積極的に活用するなど体育・保健体育の授業内容の充実をはかります。

イ 指導力の向上

デジタル教材等を積極的に活用した実技研修や安全に関する研修、講習会の充実に努め、教員の指導力を向上します。特に、小学校では「げんぎな湖っ子、PartⅠ、Ⅱ、Ⅲ」⁹⁾の活用をはかります。また、体育・保健体育の指導に関して専門性を有する教員の適正配置や育成、採用を計画的に進めることも検討します。

ウ 外部指導者の積極的参画

指導体制の充実をはかるため、地域スポーツ指導者登録システム「スポーツ指導者 NETしが」¹⁰⁾の機能向上をはかり、地域の優れた人材の学校体育への参画を一層推進します。

エ 望ましい生活習慣の定着

生涯を通じて自ら健康な体づくりに取り組めるよう、学校、家庭が連携して食育及び睡眠に関する指導を充実させ、子どもの望ましい生活習慣の定着をはかります。

オ 障害のある子どもの運動機会の拡大

健康福祉部局や障害者スポーツ団体等と連携し、障害者スポーツ選手と子どもたちがふれあう機会や、障害のある子どもがスポーツ体験を通じて体を動かす喜びを味わうことができる機会の充実をはかります。

(3) 運動部活動の活性化

運動部活動は、生徒が自発的、自主的にスポーツを行い、生涯にわたってスポーツに親しむ能力や態度をつちかうとともに、協調性、責任感、何事にもくじけない心を育てるなど人間形成の重要な場です。そのため、生徒のニーズに応じた活動の工夫や、指導者育成などの取組により運動部活動の活性化をはかります。

ア 各学校の特色を活かした取組の推進

生徒の興味や関心など多様なニーズに応えるとともに、特に女子の運動機会が増えるよう、各学校の実情に合わせた特色ある運動部活動の取組を促進します。

イ 指導者の育成・確保

(研修機会の充実)

技術指導はもとより、運動部活動の経営力や調整力を身につけた指導者を育成するため、中学校・高等学校体育連盟（以下「中高体連」という。）や大学と連携し、スポーツ医・科学を活用した研修内容・機会の充実をはかります。

(スポーツマンシップを養う指導の重視)

スポーツを通じて、ルールを遵守し、相手を認め尊重するなど、豊かな心や望ましい態度を育む指導の充実に努めます。

(優れた指導者の確保)

生徒の関心・意欲を高める指導体制の充実をはかるため、外部指導者の一層の参画推進も含め、優れた指導者の確保に努めます。

(研修システムの構築)

本県運動部活動推進のけん引役となる優れた指導者を育成するため、意欲と能力のある指導者が、より高いレベルの研修に取り組むことができるシステムづくりを検討します。

ウ 柔軟な運営体制の推進

活動を活性化し、また、運営体制の充実をはかるため、合同練習や複数校運動部活動の取組を支援します。

エ 安全体制の充実

生徒が安全に活動出来るよう、指導者の危機管理能力の向上をはかるとともに、施設等の安全対策など安全体制の充実に努めます。

(4) 優れた能力を有するジュニア世代の発掘・育成

優れた能力を有するジュニア選手を発掘・育成することは、個の持つ良さを引き出し伸ばすとともに、本県競技力の向上にもつながります。また、将来アスリートとして活躍することで、県民に夢と感動を与えるなど地域の活力づくりにも寄与します。そのため、一貫指導体制の充実や選手・組織のサポート体制の充実などを推進します。

ア 一貫指導体制の充実

優れた能力を有するジュニア選手の発掘・育成をはかるため、スポーツ団体、特に競技スポーツ団体および関係者が一貫した指導理念に基づき、選手の特性や発達段階をふまえて育成する指導体制のさらなる充実に努めます。

イ スポーツマンシップを養う指導の重視

ジュニア選手が、スポーツの持つ教育的価値をしっかりと身につけ、人として尊敬されるスポーツエキスパートとして育つよう、スポーツマンシップを養う指導に努めます。

ウ スポーツ医・科学の活用によるサポート体制の充実

選手の育成サポート体制の充実をはかるため、スポーツドクターや医療機関と連携し、指導者および保護者等に対して、スポーツ事故防止等の知識の普及や指導者の危機管理能力の向上に努めます。

エ スポーツ栄養学の普及

選手の優れたパフォーマンスを引き出すとともに、人間として成長期にある選手の心・技・体バランスの取れた育成をはかるため、スポーツ団体、大学と連携してスポーツ栄養学の普及に努めます。

第2 自ら行うスポーツ活動の充実

施策目標

すべての県民が「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツを行えるよう、地域において運動・スポーツ活動の充実を目指す

指標

	現 状	H29
成人の週 1 回以上のスポーツ実施率 ^{※1}	42.2%	国の実施率を上回る (国の最新調査結果) [国45.3%(H21 年度)]

(現状数値は、平成 23 年度末時点)

1 現状と課題

(1) 成人の運動・スポーツ実施状況について

- 成人の週 1 回以上の運動・スポーツ実施率は 42.2%であり、前計画策定時平成 14 年度
の同調査結果 34.4%から緩やかではありますが上昇しています。しかし、目標の 50%には
届いておらず、また、国の実施率と比較しても低い状況です。
- 実施した(してみたい)スポーツについては、最も多いのは「ウォーキング」で 56.2%、
続いて「軽い体操」が 23.5%と、軽い運動・スポーツの人気が高いと言えます。また、「運動・
スポーツを行った理由」を見ると、「健康・体力づくりのため」「楽しみ、気晴らしとして」「運
動不足を感じるから」の回答が特に多くなっています。これらのことから、健康増進や気晴ら
しなどを目的とした「ウォーキング」などの軽い運動・スポーツを実施している(してみたい)
人が多い傾向がうかがえます。

(2) 女性の運動・スポーツ状況について

- 週 1 回以上の運動・スポーツ実施率を世代別に見てみると、20 歳代 30 歳代の実施率が低
く、性別では、20 歳代の女性の実施率が他の世代に比べて低くなっています。
「健康づくりのための日頃の運動の実施状況^{※2}」を見ても、「継続して実施している」、「時々
している」人の割合は、男女とも 20 歳代が低く、「運動をまったくしていない」人の割合は、
20 歳代の女性が高くなっています。

※1 「運動・スポーツ実施状況調査」滋賀県 および内閣府「体力・スポーツに関する世論調査」に基づく文部科学省推計より

※2 「平成 21 年度滋賀の健康・栄養マップ調査」健康長寿課調査より

- 運動・スポーツを行わなかった理由をみると、女性では「仕事(家事・育児)が忙しくて時間がないから」と答える人が多くなっています。これらのことから特に、20 歳～30 歳代の子育て期を中心とした若い世代の女性がスポーツに参加できる機会や環境を整えることが、重要と考えられます。

(3) 中高年の運動・スポーツ状況について

- 運動・スポーツの実施状況を年代別で見ると 60 歳代 70 歳代の実施率が高いのに比べて、20 歳代～50 歳代の実施率が低くなっています。特に、男性は 50 歳代の運動・スポーツ実施率が最も低くなっています。
- 「運動・スポーツを行わなかった」理由を見ると、20 歳代～50 歳代は「忙しいから」と答える人の割合が最も高く、また、40 歳代 50 歳代は「機会がない」「年をとったから」と答える人が多くなっています。健康で生き生きと生活する上で、働く世代が日常の中で気軽に取り組むことができる機会づくりや啓発が重要です。

(4) 障害のある人のスポーツ状況について

- 障害のある人にとってスポーツは、一般のスポーツの効用に加え、リハビリテーション効果、社会参加・自立の促進など大きな意味を持ちます。しかし現状では、障害のある人のスポーツに対しての認知度は低く、障害のある人がスポーツをする環境としては、運営面や指導面等において工夫されている県立障害者福祉センターなどに限られているのが現状です。
- 指導者の多くは、障害のある人自身か、日頃から障害にある人に直接関わる人が中心であり、身近な地域で障害のある人の活動を指導・支援する体制としては十分とは言えない状況です。
- 障害のあるなしにかかわらず、身近な地域で気軽に活動できるための場づくりや障害の程度に配慮した指導・支援ができる指導者の育成など、環境の整備が求められています。

2 展開方策

(1) 県民総スポーツの機会づくりの推進

県民が自ら進んでスポーツに取り組むためには、それぞれの関心や目的に応じて、さらには「する、みる、支える（育てる）」などさまざまな関わり方で楽しむことができる機会づくりが重要です。

そのため、健康づくりや仲間づくりなどの目的で体を動かす、スポーツを応援する、さらにはボランティアとして支えるなど多様なスポーツ活動への参加機会づくりを推進します。

ア 県民総スポーツ・健康増進を目的とした機会づくりの推進

多くの県民がスポーツに親しむことができるよう、市町、スポーツ団体、健康づくり関係機関、大学等と連携し、健康増進や仲間との交流など目的に応じて気軽に参加できる機会づくりを推進します。

イ 観るスポーツの普及啓発

家族や友だちとプロやアマチュアスポーツの試合を観に行く、子どもの試合を応援するなど、スポーツの観戦機会を拡げるため、市町、スポーツ団体、企業等と連携し、「観るスポーツ」の情報の発信に努めます。

ウ スポーツボランティア活動の充実

市町、スポーツ団体等の関係団体と連携し、スポーツボランティアの重要性や必要性について積極的に啓発するとともに、意欲を持った人が進んでボランティア活動のできる機会の充実に努めます。

エ スポーツ情報の提供

公益財団法人滋賀県体育協会（以下「県体育協会」という。）と連携し、県内で行われる大会やイベント、また総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）などのスポーツ団体の活動や本県ゆかりの選手の活躍など、魅力的な情報の収集・提供に努めます。

(2) 女性の参加機会の拡充

女性が家庭や地域においてスポーツに積極的に取り組むことは、本県のスポーツ人口のすそ野を拡げ、すべての県民がスポーツを自ら楽しむために重要です。とりわけ、子育て期の女性のスポーツへの参加が、子どもや家族の参加意欲をうながすことから、特に20歳代30歳代の女性を中心に、友人同士や親子で参加できる教室の開催など参加機会の拡充を推進します。

ア 仲間や親子で参加できる機会の充実

総合型クラブ、スポーツ推進委員¹¹⁾と連携し、特に20歳代30歳代の若い世代が、友だちや家族と一緒に参加できる教室や、出産、育児期に子育ての一環として取り組める親子の運動・スポーツ教室等の開催に努めます。

イ 参加意識の向上

スポーツ団体と連携し、シンポジウム等のあらゆる場や機会をとらえ参加を促進する普及・啓発を行います。特に、子育て期の母親のスポーツ参加が子どもの運動・遊び習慣をうながすことから、その効果や重要性について啓発し、母親自ら取り組む意識を高めます。

ウ 女性の指導者等、人材の養成

総合型クラブなどのスポーツ団体の組織内に女性部門を創設することやスタッフなどに女性の積極的な参画が増えるよう、関係団体等と連携し女性のスポーツ指導者およびコーディネートできる人材の養成に努めます。

(3) 中高年の運動習慣定着化の推進

健康の保持・増進に対する意識が高まる中、中高年が地域の中で気軽に運動・スポーツに参加したり、日常生活の中で身体活動を増やす習慣を身につけたりすることは、生涯にわたり健康で生きがいのある生活を営む上で大変重要です。将来、活力ある長寿社会を創ることからも、日常生活の中で取り組める運動の普及や運動プログラム等の開発など、運動を習慣化する取組を推進します。

ア 日常生活にとけ込む運動の普及

働き盛りの世代や忙しくて余暇の時間が作れない人、さらには運動したくてもやり方がわからない人も取り組める、例えば「通勤ウォーキング」や「健康体操」などの普及に努めます。

イ 気軽に取り組めるプログラム等の開発

滋賀県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会¹²⁾（以下「総合型クラブ連絡協議会」という。）や健康づくり関係団体、大学等と連携し、日常生活の中で継続して取り組むことができる「運動プログラム」等の開発に努めます。

ウ 体験機会の提供

中高年および高齢者が体力に合わせて身体活動を増やす習慣づくりに向け、スポーツ推進委員や総合型クラブ等と連携し、公民館など中高年および高齢者が日頃から活動する場において、健康体操などの運動を体験できる機会を増やします。

(4) 障害のある人の参加機会の拡大

障害のある人が、日常生活の中で、また身近な地域で障害のあるなしに関わらず、一緒に運動・スポーツ活動を行うことは、ノーマライゼーション¹³⁾の理念や、誰もが生涯にわたりスポーツに親しむ社会の実現をはかる上でも大変重要です。そのため参加しやすい場づくりや、指導者の養成など参加機会の拡大に向け推進します。

ア 地域における参加機会づくり

スポーツ団体、特に障害者スポーツ団体や総合型クラブ、スポーツ推進委員と連携し、地域において、障害のある人が参加できるニュースポーツの体験イベントなど、障害のある人もない人も一緒にスポーツに取り組める機会づくりを推進します。

イ 指導者の養成

地域において障害の程度に配慮して指導・支援することができる指導者を養成するため、滋賀県スポーツ推進委員協議会¹⁴⁾、障害者スポーツ団体等と連携し、スポーツ推進委員、総合型クラブ指導者等への研修機会の拡充に努めます。

ウ 障害のある人へのスポーツの啓発

障害のある人に関わる団体間のネットワークの構築をはかり、ネットワークを活用したスポーツの啓発に努めます。また、企業の社会貢献として、例えば、県民が多く集まる場や幅広い機会をとらえて、障害者スポーツの啓発をするなど企業等との連携を推進します。

エ 学校教育活動との連携

小中学校において、福祉読本を活用し、子どもの頃から福祉への関心や理解を深める取組を推進します。また、障害者スポーツ団体と連携し、学校の教育活動の中で障害者スポーツ選手と子どもたちがふれあうなどの機会づくりに努めます。

第3 スポーツ環境の充実

施策目標

県民が気軽にスポーツに親しむことができる「する、みる、支える（育てる）」
スポーツ環境の充実に努める

指標

	現状	目標
公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者の数	2,388 人	500 人以上の増 (2,888 人以上)
総合型クラブで指導する有資格スポーツ指導者の数 ^{※1}	271 人	500 人以上

(現状数値：H24 年度)

1 現状と課題

(1) スポーツ観戦の推進について

- 県民の過去 1 年間の種類別行動者率^{※2}を調べた調査によると、「スポーツ観戦者」率は約 16%で、全国平均に比べ低い状況です。しかし、本県のスポーツを観る環境としては、バスケットボールのプロチームをはじめ、バレーボールやサッカーなど日本のトップレベルのリーグに所属して活動しているチームが、ホームゲームを開催しています。また、ボート競技の「朝日レガッタ」や「びわ湖毎日マラソン大会」など、全国規模の大会や競技も開催されています。「みるスポーツ」は県民のスポーツへの関心を高め、スポーツのすそ野を広げる役割を果たすことから、県民がトップレベルのスポーツを観戦する気運を高めることが重要と言えます。

(2) 総合型クラブについて

- 本県の総合型クラブは、現在、49 のクラブがあり、それぞれが特色ある活動を展開しています。クラブ会員対象の意識調査によると、クラブに入会したことで、「地域で交流が広がった」「スポーツが好きになった」「運動する機会が増えた」といった効果も見られています。また、クラブ間の連携を図るためのネットワーク、「総合型クラブ連絡協議会」が組織され、交流大会の開催や情報交換等が行われています。
- クラブの自立化に向けた課題として、多くのクラブが「財源の確保」を挙げています。事業の充実をはかるためにも安定的な財源の確保が求められています。

※1 「総合型地域スポーツクラブに関する実態調査」文部科学省より

※2 種類別行動者率＝過去 1 年間に該当する種類の活動を行った人(10 歳以上)の数の 10 歳以上人口に占める割合(%)

「平成 23 年度社会生活基本調査」統計課より

また、クラブ運営を支えるクラブマネージャーやスタッフに関しても人材の確保が課題となっています。その理由としてクラブの理念や特徴および参加の仕方などの情報が住民に行き渡っていないと指摘する関係者の声もあります。

(3) スポーツ指導者について

- 県内には、公益財団法人日本体育協会（以下「日体協」という。）公認のスポーツ指導者が 2,284 名、総合型クラブ指導者が 1,028 名、スポーツ少年団指導者が 4,269 名と計 7,500 名を越えるスポーツ指導者がいます。しかし資格を有していない指導者や、資格を有効活用できないでいる指導者も多いのが現状です。そのため、指導者の資格の取得促進をはじめ、資質の向上をはかるとともに、指導者として活躍できる機会を充実させることが重要です。
- 日本障害者スポーツ協会公認の障害者スポーツ指導者については、現在、235 人いますが、指導者の高齢化が課題です。障害のある人が地域においてスポーツを楽しむためには、現在資格を持つ指導者が関わるとともに、地域でスポーツに携わる人に資格の取得をうながすなど、障害の程度に応じて指導・支援できる指導者の確保が重要です。
- 県域でスポーツ指導者の育成・登録を行うシステム「スポーツ指導者 NET しが」が構築されていますが、現在登録者は 200 名弱に止まっており、活用についても十分機能しているとは言えない状況です。スポーツ指導者が地域で活躍し、スポーツ人口を拓げるためにも、システムの再構築が重要です。
- 地域のスポーツ推進の連絡調整を行うスポーツ推進委員は、現在 567 名が各市町より委嘱され、活動しています。住民への実技指導や教育委員会が実施するスポーツ事業の運営などを行っていますが、今後は、さらにスポーツ推進全般にわたるコーディネーターとしての役割が強く期待されます。

(4) スポーツエキスパートの育成について

- ロンドンで開催されたオリンピック・パラリンピックでは、バドミントン、女子バレーボールをはじめ、本県ゆかりの選手 12 名が出場し、メダルを獲得するなど夢と感動が得られ、県内スポーツ界に活気がもたらされました。
- スポーツエキスパートの育成支援体制としては、県体育協会にスポーツドクター部会、スポーツ科学部会を組織するとともに、エクセレントコーチ育成事業による指導者育成等、競技スポーツ団体、選手のサポートに努めてきました。しかし、スポーツに関する情報や技術等競技スポーツの状況は変化しており、最新のスポーツ医・科学などの知識を身につけた指導者の育成・確保などが求められています。
- 県民の憧れとなり、スポーツのすそ野を拓げるスポーツエキスパートの育成については、中・長期的な展望に立って競技スポーツ団体の育成をはかり、大学や企業等との連携を通じて推進していくことが重要です。

(5) 学校体育施設・公共スポーツ施設[※]開放と整備状況について

- 県民の身近なスポーツ活動の場である本県のスポーツ施設は、県内 2,607 カ所に設置されており、そのうち学校体育施設が全体の6割を占めています。公立学校体育施設開放事業は、全市町において実施されており、年間通じて多くの県民に活用されています。また、県立学校については、基準に沿って活用されています。
- 開放事業に関して、事業を実施している市町へのアンケート調査によると、市町の約9割が、「施設の管理が困難である」、約4割が「予算措置が困難である」の結果も出ており、開放事業を実施する上で施設の管理、運営が大きな課題と言えます。
- 県立社会体育施設については、計画的な整備は行っているものの、施設の老朽化や、競技のルールの変更に対して十分対応しきれていないなどの課題もあります。
- 開放や老朽化等の課題も踏まえつつ、県民にとってスポーツを「する」「みる」ための最も身近な場である学校体育・公共スポーツ施設が、効率的に活用されるよう、運営方法の改善などの工夫が求められています。

2 展開方策

(1) スポーツ観戦機会の拡充

県民が魅力あるスポーツを間近で観戦したり、応援したりすることは、スポーツの持つ魅力や醍醐味に触れ、感動を味わうなどスポーツへの関心を高めます。特に、子どもたちに夢や希望を与え、スポーツ活動へのきっかけづくりとなることから、関係機関と連携し、スポーツの観戦機会を拡げるための積極的な情報発信やネットワークの構築に向け推進します。

ア ネットワークづくりの推進

プロスポーツ、企業スポーツ、スポーツ団体と連携し、スポーツの観戦に関する情報の共有や、スポーツの観戦機会を拡げるための環境づくりについて協議する場の設定など、ネットワークづくりに向け協議を進めます。

イ 積極的な情報の提供

県内で行われるトップレベルの試合や、身近な大会などを観戦したり応援したりする機会が増えるよう、市町やスポーツ団体と連携し、県民に向け積極的な情報提供に努めます。

※「平成 20 年度体育・スポーツ施設現況調査」文部科学省調査より

(2) 地域スポーツクラブの育成

総合型地域スポーツクラブをはじめとする地域スポーツクラブは、多様なスポーツ活動を身近に気軽に楽しむ場として、さらには、住民の交流の場として地域に密着したスポーツ環境です。今後は、「新しい公共」を担う地域コミュニティ組織としての役割も期待されることから、住民、行政、スポーツ団体、企業等が連携した特色あるクラブづくりを推進します。

ア 総合型地域スポーツクラブの育成

国、市町、スポーツ団体等と連携し、住民同士が気軽に集い、交流を深め、スポーツ活動を楽しむことができる、各地域の実情に応じた総合型クラブの育成に努めます。

イ 滋賀県広域スポーツセンター^⑩を中心とした支援の充実

クラブを支えるクラブマネジャーや指導者等の人材の育成、魅力ある教室や事業の開催等について、滋賀県広域スポーツセンターを中心に、市町、総合型クラブ連絡協議会と連携して支援に努めます。

ウ 地域づくり活動の推進

地域コミュニティ組織として、より地域に密着したクラブとなるよう、総合型クラブ連絡協議会、市町等と連携し、高齢者の健康づくりや子どもの体力向上など地域づくりに関わる取組を推進します。

(3) スポーツ指導者等の育成

スポーツの持つ楽しさや魅力等を教え・伝える指導者や、スポーツ推進の連絡調整役として期待されるスポーツ推進委員等の人材が育成されることは、県民の主体的な活動をうながし、スポーツの参加人口の増加につながります。また、地域の特性を活かしたスポーツを推進する上でも大きな役割を果たします。

そのため、スポーツ指導者等の資質向上をはかる研修機会の充実や、公認資格の取得など、指導者等の育成を推進します。

ア 地域におけるスポーツ指導者の育成・確保

優れた指導者を育成するため、市町、学校、日体協、スポーツ団体、大学等と連携し、公認資格の取得促進や最新のスポーツ医・科学研究の成果を積極的に活用した魅力ある研修機会の充実に努めます。あわせて、人材を確保するため学生をはじめとするスポーツの指導に関心のある若い世代の発掘に努めます。

イ 競技スポーツ指導者の育成支援

競技スポーツ団体が行う競技スポーツ指導者対象の研修会や指導者育成等の取組について、県体育協会、大学等と連携し支援に努めます。

また、スポーツマンシップの持つ教育的価値について指導者自身が正しく理解し、選手に対してしっかりと指導ができる指導者が育成されるよう働きかけます。

ウ 女性のスポーツ指導者等の発掘・育成

女性のスポーツへの参加機会を上げ、さらにスポーツ推進を支える女性の参画を増やすために、市町やスポーツ団体、女性に関わる団体等と連携し、女性のスポーツ指導者等の発掘・育成に努めます。

エ スポーツ推進委員の資質の向上

スポーツ推進委員が、地域の特性を活かしたスポーツの推進役として活躍できるよう、市町、スポーツ推進委員協議会、障害者スポーツ団体等と連携し、県域・地域において障害のある人のスポーツ指導等、各種研修会や講習会の充実をはかります。

オ スポーツ指導者としての活躍

市町、スポーツ団体、健康づくり関係団体等と連携し、スポーツ指導者等が指導を行え、活躍できる場が確保されるよう、ユーザー(県民)と指導者をマッチングさせる仕組みづくりや効果的な情報提供に努めます。

(4) スポーツエキスパートの育成

本県ゆかりのスポーツエキスパートが、全国や世界の舞台で活躍することは、県民に夢と希望を与えるとともに、県民のスポーツへの参加気運を高めます。地域で育ったスポーツ選手の活躍が地域の活力を生み出すことから、競技スポーツ団体を中心として、指導者の育成やアスリートおよび団体のサポート体制の充実等に取り組み、県民挙げてのスポーツエキスパート育成を推進します。

ア 競技スポーツ団体の育成

県民の夢や憧れとなるトップアスリートを育成するため、スポーツ団体、特に県体育協会と連携し、一貫指導体制や選手強化対策などのさらなる充実に努めます。

イ スポーツ医・科学の積極的な活用

コミュニケーションスキルを身につけた指導者の育成や、全国や世界の^{ひのき}檜舞台で持てる力を十分発揮できるスポーツエキスパートのサポート体制の充実をはかるため、大学や医療機関と連携し、最新のスポーツ医・科学研究成果の活用に努めます。

ウ 障害者スポーツ選手の育成支援

障害者競技スポーツ選手の技術の向上とスポーツに取り組む障害のある人のすそ野を拡げるため、障害者スポーツ団体等と連携し、有望な選手の発掘や、全国で活躍し、県民に夢と希望を与えることができる選手の育成に努めます。

エ 本県のスポーツ推進に貢献された個人、団体の顕彰

選手や競技スポーツを志す者、スポーツ関係者の意識の高揚につながるよう、全国大会、国際大会で活躍したスポーツエキスパートや本県スポーツ推進に貢献された個人、団体の顕彰の充実をはかります。また、県民のスポーツに対する関心を高め、意欲につなげるようメディア等を活用し積極的に広報します。

(5) 学校体育施設・スポーツ施設の活用・充実

地域において身近にスポーツを「する」「みる」ための拠点として、学校体育施設および公共スポーツ施設は重要な役割を果たしています。県民のスポーツを「する」「みる」機会の充実をはかるため、それら施設の効果的・効率的、かつ安全な利活用の充実と整備に向け推進します。また、大学や企業も体育施設を有していることから、地域住民に対する施設の開放を含めたスポーツ交流が拡充するよう推進します。

ア 学校体育施設等の効果的・効率的活用

県民のスポーツ活動の場や機会が確保され拡がるよう、スポーツ団体等と連携し、学校体育施設や公共スポーツ施設の開放の充実に努めるなど利活用を促進します。

イ スポーツ施設の充実・確保

県立社会体育施設は、現状として老朽化やユニバーサルデザイン化等の課題があることから、障害のある人も安心して利用でき、また、全国規模のスポーツ大会等の開催も視野に入れた、計画的な整備・充実について検討します。あわせて、大学、企業等が有するスポーツ施設について、地域住民の利用が促進されるよう期待されます。

ウ 安全性の確保

県民がスポーツ施設を安全に利用できるよう、施設の定期的な点検や施設の安全対策、さらにはAEDの設置や適切な保管管理など、安全性の確保に努めます。

第4 スポーツを通じた連携・協働による地域の活性化

施策目標

スポーツを通じて元気で活力ある地域をつくるため、大学、企業、地域、スポーツ団体等のさまざまな団体が主体的に連携・協働することを目指す

指標

	現状	H29
大学生が参画する総合型クラブの数 [※]	6クラブ	20クラブ以上

(現状数値：H24 年度)

1 現状と課題

(1) 地域とスポーツ団体との連携について

- 県体育協会ならびに滋賀県レクリエーション協会を中心に、各市町、競技団体および市町レクリエーション協会、総合型クラブ等が連携し、競技レベルや趣向に応じて参加できる県民総参加型のイベント、「県民総スポーツの祭典」を実施しています。平成 23 年度は、延べ 33,536 名の参加者があり、運営の工夫や種目・参加団体の増加などにより参加者数も増えてきています。
- 学校と総合型クラブが連携して取り組む特色ある活動の状況は、「クラブから学校体育授業への指導者派遣」を実施しているクラブが全体の 2%、「クラブから運動部活動への指導者派遣」を実施しているクラブは 6.1%、「運動部活動の代替としてクラブが行う活動」を実施しているクラブが 12.2%に止まっており、多くのクラブが学校との連携は必要と認識しながらも具体的な取組については模索している状況です。しかし、子どものスポーツ環境を充実させるためには、学校と総合型クラブの一層の連携が期待されています。
- 健康づくり関係団体と連携した取組を行っている総合型クラブの状況は、「医療費の削減を目指した取組」を行っているクラブは全体の 8.2%、「健康福祉部局の住民向け健康づくり事業」を実施しているクラブは 10.2%であり、全国平均よりも低くなっています。さらに障害のある人のスポーツへの関わりについては、ほとんどのクラブにおいて取組が進んでいない状況であり、今後は、地域の団体とスポーツ団体をつなぐ仕組みやネットワークの構築が重要です。

※「総合型地域スポーツクラブに関する実態調査」 文部科学省より

学生のインターンシップによる運営補助や指導者等でのクラブへの関わりを表す

(2) 大学、企業等との連携について

- 大学とスポーツ団体との連携に関しては、地域スポーツ指導者育成において、滋賀県広域スポーツセンターとびわこ成蹊スポーツ大学、立命館大学が連携し、講習項目に「トレーニング論」や「スポーツ障害」など最新のスポーツ医・科学研究の成果を取り入れて指導者育成をはかっています。
- 総合型クラブのクラブマネージャーや会員を対象として、スポーツ栄養学を活用した親子食講座の開講や、高齢者を対象とした健康運動指導など、大学とスポーツ団体、地域が連携した取組も広がってきています。今後、地域スポーツクラブへの学生の参画などの人材の交流を促進するための連携が期待されます。
- 企業との連携については、県内 54 の企業により滋賀県企業スポーツ振興協議会¹⁶⁾が組織され、企業におけるスポーツ振興のため、相互の連携をはかり、指導者講習会等の取組が行われています。また、それぞれの企業が実情にあわせて地域貢献を行っています。しかし今後さらなる連携を深めるためには、企業とスポーツ団体等のネットワーク充実をはかることも重要です。

(3) スポーツイベント・トップアスリート等の活用について

- 平成 19、20、21 年度と「日本スポーツマスタース 2007」「全国スポーツ・レクリエーション祭」「高校総体(インターハイ)」の全国大会を開催し、全国各地から選手や関係者が本県に訪れ、技を競うだけでなく、県内各地でさまざまな交流が生まれ、湖国滋賀の良さを全国に発信することができました。
- 各市町や地域においても、地域の特性を活かしたマラソン大会や観光協会等の地域の団体と連携したスポーツイベントが開催されており、イベントを通じた参加者と地域住民の交流や地域の魅力の発信など地域の活性化がはかられています。
- スポーツイベントを通じた取組が、県民のスポーツ気運を高めるとともに、人と人、人と地域の交流を生み出し地域に活力を与えることにもつながります。
- アスリートと地域の交流に関しては、学校・幼稚園、保育所へアスリートが派遣され、子どもたちとふれあう「スポーツ選手活用体力向上事業」¹⁷⁾の活用をおこなっており、好評を得ています。しかし、派遣数に限りがあるため、アスリート等とのふれあう機会の拡充を望む声も聞かれます。

2 展開方策

(1) 地域とスポーツ団体との連携・協働の推進

地域の振興に関わるさまざまな団体とスポーツ団体が、スポーツを通じて連携・協働することで、青少年のスポーツを通じた健全育成や中高年の健康づくりを促進させ、地域づくりに貢献することが期待されます。

そのため、地域のさまざまな団体とスポーツ団体との連携による、子どもの運動・スポーツ活動の充実や障害のある人のスポーツ機会の拡大をはかる取組についてその連携を推進します。

ア 子ども運動・スポーツ活動の推進

(ネットワークの構築)

子どもの運動・スポーツ活動の環境整備をはかるため関係者が一堂に会して協議するネットワークづくりについて、学校・幼稚園、保育所、子育て支援団体等とスポーツ団体との連携が期待されます。

(幼児期の運動遊びの促進)

「幼児期運動指針」を基にした具体的実践など、幼児期から体を動かす楽しさや心地よさを実感できる取組について、幼稚園、保育所、子育て支援団体等と県市町体育協会、総合型クラブ、市町スポーツ推進委員会等との連携が期待されます。

(スポーツ能力に優れたジュニア世代の育成)

運動部活動とスポーツ団体との交流を深め、一貫した指導体制や支援体制を充実するため、学校・保護者等と県市町体育協会、競技スポーツ団体との連携が期待されます。

イ 障害のある人のスポーツ参加機会の拡大

障害のある人が身近な地域でニュースポーツなどを体験できるイベントの開催や指導者の育成をはかるなど参加機会の拡大に向けて、特別支援学校や障害のある人に関わる団体等と総合型クラブをはじめとするスポーツ団体との連携が期待されます。

ウ 健康づくり、交流機会の拡充

(女性、中高年の運動・スポーツ活動の充実)

子育て期の女性が子育ての一環として、また、中高年が日常生活の中で行う身体活動を増やすため、親子で一緒に参加できる機会づくりや運動プログラム等の実践・普及について、健康づくり関係団体や老人会、自治会等の地域振興を目的とした団体と総合型クラブをはじめとするスポーツ団体との連携が期待されます。

(スポーツイベント・大会等の開催)

住民が、「する、みる、支える（育てる）」といったさまざまな関わり方で参加し、交流を深める地域のスポーツ大会やスポーツイベント等の開催に関して、商工会や青年会議所など地域の団体と県・市町体育協会をはじめとするスポーツ団体との連携が期待されます。

(2) 大学、企業等とスポーツ団体との連携・協働の推進

大学の有する高度な知識や資源、スポーツ医・科学に関する研究成果。企業の優れた人材、施設等を地域のスポーツ推進に活かすことは、スポーツ環境の充実をはかるとともに、大学、企業が地域貢献を果たすことから期待されます。そのため、大学、企業等とスポーツ団体とが人材の育成や交流を深めるなどの取組についての連携・協働を推進します。

ア 指導者の育成

スポーツ医・科学研究成果を活用し、住民のニーズに応じた指導力や、事故を防ぎ、安全を守る専門性を身につけた指導者を育成する取組について、大学とスポーツ団体との連携が期待されます。

イ 体力向上に向けた検証改善サイクルの確立

子どもの体力向上をはかるため、体力・運動能力調査の結果に基づく検証改善サイクルの確立や、運動プログラム等の開発・実践に関する取組などについて、大学とスポーツ団体との連携が期待されます。

ウ 人材の交流

学生やスポーツエキスパートが、地域のスポーツ指導者として、また、ともに活動する仲間として学校や総合型クラブ、スポーツ少年団などの活動に参画できる体制づくりに向けて、大学、企業等とスポーツ団体との連携が期待されます。

エ サポート体制の充実

スポーツエキスパートやその保護者等に対してスポーツ医・科学に基づく効果的なトレーニング法やケガの予防対策等の情報提供および指導を行うため、大学と競技スポーツ団体、県体育協会、スポーツ医・科学委員会等との連携が期待されます。

オ 競技力向上システムの充実

競技種目に応じた選手強化システムの充実と、スタッフ等人材の育成に関する取組について、大学、企業・滋賀県企業スポーツ振興協議会等とスポーツ団体、特に競技スポーツ団体との連携が期待されます。

カ 障害のある人のスポーツ活動の普及

障害のある人のスポーツ活動に対する県民の理解を深め、普及をはかるため、企業とスポーツ団体、特に障害者スポーツ団体との連携が期待されます。

キ 競技スポーツと地域におけるスポーツの好循環の創出

スポーツエキスパートの地域におけるスポーツ活動への派遣や、大学、企業等が保有する施設の住民の利活用の促進など競技スポーツと地域におけるスポーツの好循環に向けた取組について、企業等とスポーツ団体、さらに市町等との連携が期待されます。

また、将来的にアスリートが地域の指導者として定着できるよう、アスリートのセカンドキャリア支援についても検討が期待されます。

(3) スポーツイベント・トップアスリート等を活かした地域の活性化

県民が「する、みる、支える（育てる）」といったさまざまな形で、県内で開催されるスポーツイベントに参加し、スポーツの魅力にふれ、交流を深めることは、生きがいやゆとりなど心の豊かさをもたらします。また、トップアスリートやスポーツエキスパートが地域におけるスポーツ活動に関わることは、次代を担う子どもの成長に影響をもたらすなど、地域の活力にもつながります。

そのため、さまざまな団体が主体となって、地域づくりスポーツイベントやトップアスリート等を積極的に活かす取組について連携・協働を推進します。

ア 県民総スポーツ・健康増進を目的とした機会づくりの推進

多くの県民が、それぞれの目的や志向に応じて、県域・地域でスポーツを楽しみ、交流をはかる機会の充実に向けて、市町、スポーツ団体、健康づくり関係機関、大学、地域振興に関わる団体等が連携することが期待されます。

イ トップスポーツと地域スポーツとの交流促進

全国のトップアスリートやスポーツエキスパートが、総合型クラブや学校（園）、保育所などで子どもとふれあったり、スポーツを指導したりする取組について、スポーツ団体、特に競技スポーツ団体や総合型クラブ、企業、学校・幼稚園や保育所等が連携することが期待されます。

ウ スポーツツーリズム¹⁰⁾に向けた取組

スポーツと地域の観光資源を組み合わせたスポーツツーリズムを通じて、地域間交流や県内外との交流をはかり、活力ある地域を創り出すため、スポーツ団体、市町、商工観光などの関係機関等が連携することが期待されます。

第5 滋賀の特性を活かしたスポーツの推進

施策目標

琵琶湖をはじめとした豊かな自然や学生を中心とした若い世代、地域の特性を活かした滋賀らしいスポーツを推進する

指 標

	現 状	H29
特性を活かした市町のスポーツ推進に関する計画策定率	47.4%	100%

(現状数値：H24 年度)

1 現状と課題

(1) 琵琶湖をはじめとする自然を舞台としたスポーツについて

- 琵琶湖などの自然環境を活用した年間のスポーツ実施者数は、[※]「湖水浴」が28万人、「釣り」が14万人、「キャンプ」が28万人、「登山・ハイキング・ウォーキング」が180万人、「スキー」が31万人など県内外の多くの人が本県の自然を舞台としたスポーツに親しんでいます。
- 県内のJR駅を起終点とする全12回の分割コースで琵琶湖を歩いて一周する「琵琶湖一周健康ウォーキング」大会も開催されており、平成23年度は、延べ1,483人の参加者がピワイチを目指してチャレンジしました。取組を通して琵琶湖を歩くことの魅力を広く発信するとともに、公共交通機関の利用促進や滋賀ブランドの発信などにも結びつけられています。
- 琵琶湖を舞台として「びわ湖毎日マラソン大会」や「びわ湖レイクサイドマラソン大会」などのスポーツイベントが開催されています。なかでもボート競技スポーツの全国的な大会「朝日レガッタ」が、毎年5月に500を超えるクルーが参加して開催されており、4日間の大会期間を通じて延べ1万人の競技者・観戦者があり、本県を代表する大会の一つとなっています。
- 琵琶湖を活用したボートやセーリング、カヌーなどの湖上競技スポーツは、本県を代表する競技スポーツですが、大会の開催や種目内容などについて、県民に十分情報が行き渡っているとは言い難い状況もみられます。琵琶湖を舞台とした湖上競技スポーツを、県民が

※ 「平成22年度 滋賀県観光入込客統計調査」 観光交流局

身近に親しみ、県民挙げて応援していくためには、県民への啓発をはかることが重要です。

(2) 市町のスポーツと学生について

- 米原市のホッケー競技のように、びわ湖国体の時に会場地となったことを契機として、子どもから成人まで地域を挙げて親しめるスポーツとして定着した競技種目や、彦根市のスーパーカラムのように地域の伝統的な遊びから生み出されたニュースポーツなど、特性を活かした地域のシンボルとなるスポーツの発掘・定着も行われています。
- 地域の特性や実情を活かし、スポーツに関わる多様な主体が連携・協働して、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進をはかるためには、スポーツ推進に関する計画が必要です。現在、全市町のうち約5割の市町において独自のスポーツ振興またはスポーツ推進に関する計画が策定されています。今後は、すべての市町においてスポーツ推進に関する計画の策定が期待されます。
- 本県には、13の大学が立地しており、多くの学生が地域のスポーツイベントや県の大大会等にボランティアやスタッフとして参画しています。
大学と地域におけるスポーツとの連携が強く期待される中で、学生をはじめとした、大学に蓄積された人材が各市町のスポーツ推進に主体的に参画できる仕組みづくりを進めることが今後さらに重要です。

2 展開方策

(1) 琵琶湖をはじめとする自然を舞台とした環境に優しいスポーツの推進

湖上スポーツや豊かな自然環境を活かしたスポーツ活動を推進することは、県民のスポーツ環境を充実させるとともに、スポーツを通じた自然とのふれあいの中で、琵琶湖や湖国の自然の素晴らしさを実感し、湖国への誇りや愛着を育むことにもつながります。

そのため、豊かな自然を活用した湖上スポーツやさまざまなアウトドアスポーツを県民が進んで安全に親しむことができるよう、関係機関と連携して推進します。

ア 滋賀の豊かな自然環境を活用したスポーツの推進

自然を楽しむウォーキングやサイクリング、周囲の山々を活用した登山やハイキング、スキーやスノーボードなどのアウトドアスポーツを県民が進んで楽しめるよう、関係機関と連携し、安全性にも配慮した上で積極的・効果的な情報提供に努めます。

イ 琵琶湖を舞台とした湖上スポーツの推進

(湖上競技スポーツの県民支援)

ボート、セーリング、カヌー等の湖上競技スポーツを県民挙げて支援できるよう、競技スポーツ団体と連携し、多くの県民が気軽に競技種目を体験したり、観戦したりする機会の拡充に努めます。

(湖上を活用した野外スポーツの推進)

釣りや湖水浴、キャンプ等の野外活動に親しむ県民が増えるよう、関係機関と連携し、効果的な情報提供などに努めます。

(2) それぞれの市町の特性を活かしたスポーツの推進

各市町が、自然環境や文化等の社会環境を活かしてスポーツを推進することは、住民のスポーツへの参加機会を高めるとともに、市町の良さを発信することにもつながります。人と人とのつながりを深め、活力ある地域づくりにつなげることから、それぞれの市町がもつ強みを活かしたスポーツの推進をはかることが期待されます。

ア それぞれの市町の実情に応じた計画的なスポーツの推進

(地域のシンボルスポーツの創出)

各市町および地域が、自然や社会環境などそれぞれの強みを活かしたスポーツを推進することが期待されます。その中で、子どもから高齢者まで愛着をもって親しむことができる地域のシンボルスポーツ¹⁹⁾を創出・定着することが期待されます。

(計画的なスポーツ推進)

それぞれの市町が強みを活かしたスポーツを計画的に推進するため、県、スポーツ推進委員をはじめとした地域のスポーツに関わる団体や関係者と連携し、市町の実情に応じたスポーツに関する推進計画を策定することが期待されます。

イ 学生をはじめとした若い世代の地域スポーツへの参画

地域におけるスポーツに活力をもたらすため、大学や一般社団法人環びわ湖大学・地域コンソーシアムと連携し、地域におけるスポーツへの参画、さらにはけん引役として、学生を中心とした若い人材が活躍できるよう環境整備に向けて取り組みます。

第4章 計画推進のために必要な事項

第1 県民自らの参加の推進

基本法において、「スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことは人々の権利であり、国民が自主的、自律的に行うことができるようにすることを旨として推進すること」とされています。このような観点から、県民一人ひとりが、健康で明るくいきいきと生活するために、日常生活の中で「する」「みる」「支える」などさまざまな関わり方で、自ら進んでスポーツに親しみ、楽しむことが期待されます。

第2 多様な主体の連携・協働による推進

基本法において、「スポーツの推進には、国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体および民間事業者その他の多様な主体による連携・協働が必要不可欠である」とされています。それを踏まえ、本計画の推進にあたっては、県、市町は、緊密な協力関係のもと、地方スポーツ推進計画策定等による住民へのスポーツに対する参加・支援を促す取組を推進することが必要です。さらに、施策の総合的、一体的かつ効果的な推進をはかるため、首長部局や教育委員会等スポーツを所管する組織間の横断的な連携の強化が必要です。

また、スポーツ団体、企業、大学等のスポーツ関係団体および関係者は、それぞれの役割を十分理解し、主体的に取り組み、互いに連携・協働しながら推進することが求められます。

第3 計画の進捗状況の検証と計画の見直し

計画の進捗状況については、計画に定めた指標により評価・検証（PDCAサイクル²⁰⁾）します。また、情勢の変化等が生じた場合、検証に基づき見直します。

【参 考】

用語解説

用 語	頁	解 説
1) スポーツ基本法	P1	昭和 36 年に制定されたスポーツ振興法（昭和 36 年法律第 141 号）を 50 年ぶりに全部改正し、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めるもの。平成 23 年 6 月 24 日に、平成 23 年法律第 78 号として公布された。 （出典：スポーツ基本計画）
2) スポーツ基本計画	P1	スポーツ基本法の理念を具体化し、今後の我が国のスポーツ政策の具体的な方向性を示すものとして、国、地方公共団体及びスポーツ団体等の関係者が一体となって施策を推進していくための指針として位置づけられるもの。 （出典：スポーツ基本計画）
3) 滋賀県スポーツ推進審議会	P2	「スポーツ基本法」に基づき、滋賀県スポーツ推進審議会条例により県に設置する審議会。知事または教育委員会の諮問に依拠して、スポーツ基本法に基づき地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項について調査・審議する。 （出典：滋賀県スポーツ推進審議会条例）
4) 近江の心	P4	古くから進取の気質とともに公の心を重んじ、人と自然との調和を尊んできた滋賀の人々が育み、拠り所としてきた心。 ○「良知（生まれながらにして持っている美しい心）」の心 ○「この子らを世の光に」の考えにある一人ひとりを大切に作る心 ○「互いに誠を持って交わろう」の言葉にある異文化を理解する心 ○ 近江商人の経営の理念である「三方よし」の考えにある公の心 ○「琵琶湖とともに生き、自然を大切にしてきた近江人の環境を大切にする心」 （出典：滋賀県教育振興基本計画）
5) スポーツエキスパート	P9	スポーツに関する専門家、熟達者。特に本県で競技力を身につけたトップアスリートなど、本県にゆかりのあるトップレベルの選手および指導者のこと。
6) 体力・運動能力等調査	P10	子どもの体力が低下している状況から、全国的な子どもの体力の状況を把握・分析することにより、子どもの体力にかかる施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることを目的とし、平成 20 年度から文部科学省が実施している調査。 （出典：全国体力・運動能力、運動習慣等調査に関する実施要項）
7) 幼児期運動指針	P12	国において設置された「幼児期運動指針策定委員会」により策定された、幼児期に必要な多様な動きの獲得や体力・運動能力を培うとともに、様々な活動への意欲や社会性、創造性などを育むことを目指した、幼児期の運動の在り方についての指針。 （出典：幼児期運動指針 文部科学省）
8) 小学生 1 日 30 分運動	P12	体力向上策として平成 19 年度から県内の小学生に奨励している取組。運動に親しむ習慣を小学校から身につけ、丈夫で健康な体をつくるために、1 日 30 分以上の運動を継続していこうとするもの。県下全小学校において取り組まれている。（内容）・運動する時間は、起床から就寝までの間に 30 分。 ・活動の範囲は、学校での活動と学校以外の活動
9) 「げんきな湖っ子、PartⅠ、Ⅱ、Ⅲ」	P13	本県「子ども体力向上支援委員会」において作成された小学校の教員向け指導資料プログラム（DVD）。体育の授業を通して本県の課題である体力要素を向上させるためのプログラムや体力向上に欠かせない基礎・基本の動き 10 選などで構成されている。

10) スポーツ指導者 NET しが	P13	本県のスポーツ振興を図るため、各種スポーツ、レクリエーション指導者等の発掘、登録及び有効活用を図ることを目的とした登録制度。旧スポーツリーダーバンク。
11) スポーツ推進委員	P19	市町村におけるスポーツを推進するため、事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行う(スポーツ基本法第32条第2項に規程)者のこと。(出典：スポーツ基本法)
12) 滋賀県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	P19	総合型地域スポーツクラブの充実・発展を目的に、県内総合型地域スポーツクラブのネットワークをはかり、育成や運営方針について情報交換および協議するための県域の組織。 (出典：滋賀県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会規約)
13) ノーマライゼーション	P20	障害のある人や高齢者等社会的に不利を負いやすい人々を当然に包括するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方。 (出典：新・障害者福祉しがプラン)
14) 滋賀県スポーツ 推進委員協議会	P20	県内スポーツ推進委員相互の連絡を密にし、相互協力して社会体育推進をはかるとともに、地域の特性を活かしながら、県民の健全な発達と明るく豊かな県民生活の形成に寄与するための県域の組織。(出典：滋賀県スポーツ推進委員協議会規約)
15) 滋賀県広域 スポーツセンター	P24	市町の枠を越えた広域圏レベルで、総合型地域スポーツクラブの創設や運営、活動全般に対して効果的、効率的に支援する拠点。(公財)滋賀県体育協会に設置している。
16) 滋賀県企業スポーツ 振興協議会	P29	企業におけるスポーツ振興・発展のため、相互の連携を図り、本県の競技力の向上に資することを目的とし、関係団体との情報の共有、企業内スポーツの活動推進、県内スポーツ振興等の事業をおこなう。県内54の企業が会員。 (出典：滋賀県企業スポーツ振興協議会規約)
17) スポーツ選手活用 体力向上事業	P29	子どもの体力向上や望ましい生活習慣の形成に向け、文部科学省が展開している『子どもの体力向上啓発事業』の一環として公益財団法人日本体育協会が委託を受け実施する事業。幼稚園・保育所、小学校、中学校における体育の授業及び、市区町村スポーツ少年団等が主催するイベントに対し、トップアスリートを派遣し、経験に基づく講話や卓越した技術によるデモンストレーション、実技指導を行う。 (出典：スポーツ選手活用体力向上事業実施要項)
18) スポーツツーリズム	P32	スポーツを「する」「みる」「支える」ための旅行やこれらと周辺地観光を組み合わせた旅行のほか、旅行者が全国どこでもスポーツに親しめるような環境の整備や提供も含まれる。 (出典：スポーツ基本計画)
19) 地域のシンボル スポーツ	P35	地域のシンボル(象徴)となるスポーツ。住民が愛好し、また支えていく、地域において核となるスポーツ。 (出典：スポーツ立国戦略)
20) PDCAサイクル	P36	Plan(計画)→Do(実施)→Check(評価)→Action(反映・改善)の循環を繰り返す仕組みのことで、計画から改善までのプロセスを継続することによって、よりよい成果を実現することが期待できる。 (出典：滋賀県基本構想)

「滋賀県スポーツ推進計画原案」に対する意見・情報の募集について

滋賀県では、昨年 8 月 24 日に施行された「スポーツ基本法」、今年 3 月に文科省が策定した「スポーツ基本計画」に基づき、去る 9 月 26 日に滋賀県スポーツ推進審議会からいただいた「滋賀県スポーツ推進計画の在り方について（答申）」を受け、この度「滋賀県スポーツ推進計画原案」を作成しました。

本計画の策定にあたり、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、下記のとおり計画原案を公表するとともに、県民の方からのご意見・情報の募集を行います。

なお、お寄せいただいたご意見・情報は、これに対する本県の考え方を整理した上で、公表することとしています。個々のご意見・情報に直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

◆公表する資料

- 滋賀県スポーツ推進計画原案 概要
- 滋賀県スポーツ推進計画原案

◆公表の方法

県ホームページに掲載のほか、滋賀県教育委員会事務局スポーツ健康課、県民活動生活課県民情報室および各県税事務所行政情報コーナーに資料を備え付けます。

◆ご意見・情報の提出期間

平成 24 年 12 月 26 日（水）～平成 25 年 1 月 25 日（金）

◆提出方法および提出先

ご意見は、下記のいずれかの方法でご提出ください。

- (1) 郵送 〒520-8577（住所記載は不要）
滋賀県教育委員会事務局スポーツ健康課 スポーツ振興担当あて
- (2) ファックス 077-528-4955
- (3) メール ma08@pref.shiga.lg.jp
- (4) 滋賀県ホームページ内「しがネット受付サービス」からの応募

◆問い合わせ先

〒520-8577（住所記載は不要）

TEL 077-528-4613 FAX 077-528-4955

滋賀県教育委員会事務局スポーツ健康課 スポーツ振興担当

◆その他

- ご意見を提出いただく様式は任意としますが、必ず住所、氏名（法人にあつては名称および代表者名）、電話番号を明記してください。なお、個人情報については、本計画策定のために使用することとし、公表することはありません。
- ご意見・情報は、日本語で提出してください。
- 電話によるご意見・情報はお受けできませんので、ご了承ください。